

武蔵野市地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、武蔵野市（以下「市」という。）が発注する建設工事を受注する中小、中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者をいう。）（以下「中小、中堅元請建設業者」という。）が、資金調達の円滑化を推進することを目的として、公共工事に係る工事代金債権（以下「工事代金債権」という。）の譲渡を活用した地域建設業経営強化融資制度（以下「融資制度」という。）を利用する場合において、受注者が保有する工事代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の承諾をする際に必要な手続を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 市が債権譲渡の承諾をすることができる工事は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 対象工事の進捗率が全体の2分の1以上であること。
- (2) 債権譲渡の承諾の申請日の属する年度内に完了することが見込まれる工事、債務負担行為を伴う工事又は繰り越される工事で、債権譲渡の承諾の申請日において、同日の属する年度の次年度に工期末を迎え、かつ、工期の残りが1年未満であること。
- (3) 次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。
 - ア 債権譲渡承諾依頼書（第1号様式）の提出時点が、当該請負契約の履行期限まで2週間に満たない場合
 - イ 一切の債権譲渡を禁止する旨の定めのある場合
 - ウ 履行保証を付したもののうち、市が役務的保証を必要とする場合
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定により低入札価格調査の対象となった者と契約した場合
 - オ 中小、中堅元請建設業者の施工能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由があると認められる場合

(債権譲渡人)

第3条 市が、債権譲渡の承諾をすることができる工事代金債権の譲渡人は、融資制度を利用する中小、中堅元請建設業者（以下「債権譲渡人」という。）とする。

(債権譲受人)

第4条 市が債権譲渡の承諾をすることができる工事代金債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 融資制度を行うために一般財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）から債務保証承諾書（根保証用）の発行を受けた中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）
- (2) 建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本融資制度に係る中小、中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小、中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業（中小、中堅元請建設業者に対する電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。）の発行及び特定目的会社に対する電子記録債権の発行に関する指示を含む。）を行うもの
(譲渡の対象となる工事代金債権の範囲)

第5条 譲渡の対象となる工事代金債権の額は、当該工事が完成した場合には、市の検査に合格し引渡しを受けた既済部分に相応する工事代金から、既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

(工事代金債権の担保の範囲)

第6条 融資制度において譲渡することができる工事代金債権は、次に掲げるものに対して担保するものであり、債権譲受人が債権譲渡人に対して有するその他の債権を担保するものではない。

- (1) 債権譲受人から債権譲渡人に対して支払う当該工事に係る貸付金
- (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）が当該工事に係る当該債権譲渡人に対して有する金融保証に係る求償債権

(支払計画等の提出)

第7条 債権譲渡人は、債権譲受人から融資を受けるときは、当該工事契約に係る融資申請時までの下請負人等への工事代金の支払状況及び借入金の下請負人等への支払計画を債権譲受人に提出するものとする。

(債権譲渡の承諾申請)

第8条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾申請を行うときは、債権譲渡人と債権譲受人との間に、市の債権譲渡の承諾を停止条件とする債権譲渡契約を締結したうえで、次の書類を

提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書 3通
- (2) 締結済の債権譲渡契約証書の写し 1通
- (3) 工事履行報告書(第2号様式) 1通
- (4) 発行日から3か月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通。ただし、他の工事の債権譲渡承諾の申請を行っている場合にこの要綱の規定による申請日前3か月以内の印鑑証明書が提出されており、それをもって確認できるときは、提出を要しない。
- (5) 建設工事等競争入札参加資格審査受付票(以下「受付票」という。)の写し(契約締結後に債権譲渡人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び使用印等の変更があったときに限る。) 1通
- (6) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により、債権譲渡の承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1通
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請書類の提出方法は、市に持参するものとし、郵送等による提出は認めないものとする。

(債権譲渡の承諾)

第9条 債権譲渡の承諾は、市長が、前条第1項各号に掲げる書類の提出を受けた後、当該書類を確認したうえで、公印及び確定日付印を押印した債権譲渡承諾書を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通を交付することにより行う。

2 前項の交付は、書類の提出を受けた後、おおむね2週間以内に行うものとする。

3 市長は、債権譲渡の承諾をするときは、債権譲渡整理簿(第3号様式)に必要事項を記載するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第10条 市長は、債権譲渡の申請に係る工事が第2条に規定する工事に該当しないと認められるとき又は第8条第1項各号に掲げる書類の確認により、承諾を行うことが不相当と認められるときには、債権譲渡の承諾をしないものとする。

2 市長は、前項の規定により債権譲渡の承諾をしないときは、速やかに債権譲渡人及び債権譲受人に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書(第4号様式)を交付するものとする。

(融資時の出来高査定)

第11条 債権譲受人は、担保価値の査定に係る出来高の確認のため、工事現場への立入り等の必要

があるときは、事前に市に連絡するものとする。

- 2 市長は、債権譲受人から、前項の立入り等を求められた場合は、工事に支障のない範囲内で認めるものとする。
- 3 債権譲受人は、工事現場に立ち入る際は、身分を証明するものを持参するものとし、市から求められた場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

(融資実行の通知)

第12条 債権譲受人は、債権譲渡人に対し融資を実行した場合は、実行後速やかに融資実行報告書(第5号様式)を市に提出しなければならない。

- 2 債権譲渡人は、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合は、速やかに公共工事金融保証証書の写しを市に提出しなければならない。

(契約変更の場合の取扱い)

第13条 債権譲渡承諾後に当該工事契約に変更が生じ、工事代金が増減した場合の工事代金債権の額は、債権譲渡承諾時の工事代金債権の額から契約変更により増額又は減額された後の額とする。

- 2 債権譲渡人は、工事代金債権の額が変更された場合は、債権譲受人に契約変更の際に市に提出した承諾書の写しを提出するものとする。
- 3 債権譲渡人及び債権譲受人は、工事代金債権計算書(契約変更用)(第6号様式)を作成し、市に提出するものとする。

(契約解除の場合の取扱い)

第14条 当該工事契約が工事完成前に解除された場合の工事代金債権の額は、既済部分の検査に合格し、引渡しを受けた当該既済部分に相応する請負金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 債権譲渡を承諾した後に債権譲渡人の倒産等により当該工事契約が解除されたときは、市は、前項の規定により算出した工事代金債権の額を、債権譲受人に通知するものとする。
- 3 債権譲受人は、工事代金債権計算書(契約解除用)(第7号様式)を作成し、市に提出するものとする。この場合において、債権譲渡人の倒産等により、連署による工事代金債権計算書(契約解除用)の作成が不可能なときは、債権譲受人のみの記名押印でも可とする。

(債権譲渡後の中間前払金等の取扱い)

第15条 市が債権譲渡を承諾した後は、当該承諾に係る工事について、債権譲渡人及び債権譲受人は、中間前払金及び部分払の請求はできないものとする。ただし、第2条第2号に規定する債務負担行為を伴う工事又は繰り越される工事の債権譲渡を承認した会計年度末における部分払金を

除く。

(工事代金の請求)

第16条 債権譲受人は、市による検査等の所定の手続を経て、部分払金及び工事代金（以下「工事代金等」という。）の額が確定したときに限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、市に対し支払を請求することができる。

2 債権譲受人は、確定した工事代金等の支払を市に請求するときは、工事代金請求書（第8号様式）を市に提出するものとする。

(その他)

第17条 融資制度を実施するに当たって必要な債権譲受人における様式類等で本要綱に定めのないもの（債権譲受人の内部の処理を定めた内規、出来高確認書、債権譲渡契約証書、金銭消費貸借契約書、支払状況・支払計画書、保証事業会社の受益の意思表示書等）は、融資制度の監督官庁や振興基金が定めたものを使用することとする。

2 融資制度は、健全な中小、中堅元請建設業者が積極的に活用すべきものであることに鑑み、市は、債権譲渡人が債権譲渡を申請したことをもって、入札及び契約の手続等で不利益な取扱いをしてはならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、債権譲渡の承諾について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成24年10月15日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に承諾を受けている債権譲渡に関しては、この要綱の規定は、なおその効力を有する。